

申告期限は 3月16日(月)

税 市県民税 所得 税 の申告はお早目に！

平成9年分の市県民税・所得税の申告時期になりました。申告期間は2月16日(月)から3月16日(月)までの1ヵ月間です。申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので申告は早目に済ませましょう。

なお、所得税の確定申告をした人は、市県民税の申告は必要ありません。

市役所での申告相談受付

2月16日(月)～3月16日(月) 9:00～16:00

10階大会議室 ※土・日曜日は除きます。
※会場には、16:00までにお入りください。

公民館などでの出張受付

地区	とき	ところ
吉	2月17日(火)	東公民館
	18日(水)	須津公民館
	19日(木)	吉永公民館
	20日(金)	原田公民館
原	23日(月)	神戸公民館
	24日(火)	大淵公民館
	25日(水)	元吉原公民館

※各会場の受付時間は、9:00～16:00です

地区	とき	ところ
富	2月26日(木)	富士南公民館
	27日(金)	田子浦公民館
士・鷹岡	3月2日(月)	富士駅南公民館
	3日(火)	富士公民館
	4日(水)	J A 岩松支店
	5日(木)	天間公民館
	6日(金)	丘公民館
	9日(月)	鷹岡商工会

還付申告のアドバイス

勤務先で年末調整を受けたサラリーマンなどで、医療費控除や住宅取得等特別控除のある人、または、昨年中に中途退職し、年末調整を受けていない人は、確定申告(還付申告)をすれば、所得税が戻る場合があります。

還付申告は、1月5日以降なら2月13日以前でも税務署で申告できますので、早目に申告を済ませてください。(土、日、祝日は除く)

《必要書類》

- 平成9年分給与所得の源泉徴収票
- 印鑑
- 社会保険料や生命保険料、損害保険料などの支払い証明書
- 医療費などの領収書

※なお、医療費の領収書は、必ず医療を受けた人、病院、薬局ごとに合計を計算して持参してください。

※還付金は申告者本人名義の預貯金口座へ振り込みます。金融機関名、支店名、口座番号の確認をしてきてください。

税務署での申告相談受付

2月16日(月)～3月16日(月) 9:00～17:00

※土・日曜日は除きます。※会場には、16:00までにお入りください。

市役所での受付

還付申告などの簡易な申告については、上記の市県民税申告と同時に受け付けます。

無料税務相談

税の専門家である税理士が、申告についての相談を無料で受け付けます。なお、その場で確定申告書の提出もできますので、気軽に御相談ください。
※○のついている日が開設日です。開設時間は各会場とも9:30～16:00です。

ところ	とき	2月			3月				
		25日(水)	26日(木)	27日(金)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)
市役所10階大会議室		○	○	○	○	○	○	○	○
鷹岡商工会大会議室				○	○	○	○	○	○
大淵公民館第2研修室					○	○	○	○	

★問い合わせ★

富士市役所 市民税課 ☎51-0123 内線2351～2354
富士税務署 個人課税第一部門 ☎61-2460
税務相談室 ☎64-2330

★還付会場の特別開設について★

税務署では、下記還付申告(住宅取得等特別控除を除く)会場を特別開設します。御利用ください。

還付申告特別受付

- とき 2月5日(木) 9:00～16:00
- ところ 市役所10階大会議室